



平成28年8月4日

各 位

会 社 名 株 式 会 社 ス リ ー エ フ  
代 表 者 名 代 表 取 締 役 社 長 山 口 浩 志  
(コード番号7544 東証第2部)  
お 問 い 合 わ せ 先 取 締 役 人 事 ・ 総 務 本 部 長 山 崎 英 士  
TEL 045-651-2111

株式会社ローソンとの会社分割（簡易吸収分割）に関する  
吸収分割契約締結のお知らせ②

株式会社スリーエフ（以下、「当社」といいます。）と株式会社ローソン（以下、「ローソン」といいます。）は、本日開催の両社の取締役会において、当社のコンビニエンスストア事業の一部（以下、「対象事業」といいます。）を会社分割（以下、「本分割」といいます。）の方法によりローソンに承継することを決議するとともに、本日、吸収分割契約（以下、「本分割契約」といいます。）を締結しましたので、下記のとおりお知らせいたします。

記

1. 本分割の目的

コンビニエンスストア業界を取り巻く環境が大きく変化する中で、当社とローソンは、従来の取り組みに加え、一層の経営体制強化が必要との認識で一致し、平成28年4月13日付けで資本業務提携契約を締結し、その経営効率を高める一環として、両社が出資し店舗運営を共同で行う合弁会社（以下、「合弁会社」といいます。）の設立、並びに当社のコンビニエンスストア事業に関する権利義務等の一部をローソンに承継することを前提とした事業統合契約を合わせて締結いたしました。この事業統合契約に基づき、本日付けで発表しております「会社分割（簡易新設分割）に関するお知らせ」のとおり新設分割を行います。合わせて新設分割の対象となる87店舗（以下、「対象店舗」といいます。）の資産等をローソンに承継させることといたしました。

2. 本分割の要旨

(1) 本分割の日程

本分割契約の締結に係る取締役会決議日（当社）	平成28年8月4日
本分割契約の締結に係る取締役会決議日（ローソン）	平成28年8月4日
本分割契約の締結日	平成28年8月4日
本分割の効力発生日（予定）	平成28年9月7日
金銭交付日（予定）	平成28年9月7日

(注) 吸収分割は、当社においては会社法 784 条 2 項、ローソンにおいては会社法 796 条 2 項に定める簡易分割として、それぞれ株主総会の承認を得ずに行います。

(2) 本分割の方式

当社を分割会社とし、ローソンを承継会社とする吸収分割です。

(3) 本分割に係る割当ての内容

本分割に際し、ローソンより当社に対して現金 2,954 百万円が交付される予定です。

(4) 本分割に伴う新株予約権及び新株予約権付社債に関する取扱い

該当事項はありません。

(5) 本分割により増減する資本金

該当事項はありません。

(6) 承継会社が承継する権利義務

ローソンは本分割により対象事業のコンビニエンスストア事業に帰属する資産及び権利義務の一部を承継します。詳細につきましては、「5. 分割する対象事業の内容」をご参照下さい。

(7) 債務履行の見込み

本分割において、当社及びローソンが負担すべき債務については、履行の見込みの問題はないと判断しております。

3. 当該組織再編に係る割当ての内容の算定の考え方

(1) 割当ての内容の根拠及び理由

当社は、本分割に係る割当ての公正性・妥当性を確保するため、株式会社エスネットワークス（以下、「エスネットワークス」といいます。）を第三者算定機関として選定し、本分割の対象事業の価値の算定を依頼しました。当社及びローソンは、それぞれの第三者算定機関による算定結果及び対象事業の状況並びに将来の見通し等を総合的に勘案し、両社間で本分割について慎重に協議を重ねた結果、最終的に「2. 本分割の要旨」の「(3) 本分割に係る割当ての内容」に記載の内容が妥当であるとの判断に至り本分割契約を締結しました。

(2) 算定に関する事項

①算定機関の名称並びに当社及びローソンとの関係

本分割の対価の算定にあたって公正性・妥当性を確保するための手続きの一環として、当社は、算定機関としてエスネットワークスを第三者算定機関として選定し、本

分割の対象事業の価値の算定を依頼しました。なお、エスネットワークスは、当社及びローソンの関連当事者には該当せず、当社及びローソンとの間で重要な利害関係を有していません。

## ②算定の概要

エスネットワークスは対象事業の価値の算定にあたり、合弁会社が、本分割後も事業を継続する前提であり、また、本分割により分割された事業の対価は、ローソンが受領する企業 FC フィーを元に算出することが適切であると考えられることから、本件吸収分割により分割された事業価値は、対象会社が受領する企業 FC フィーに対して評価を行うことが適切であると思料したため、インカムアプローチに属するディスカунテッド・キャッシュ・フロー法（以下、「DCF 法」といいます。）を採用しました。

なお、算定の前提としている事業報告におきまして、平成 29 年 2 月期には企業 FC フィーは約 138 百万円であるのに対し、平成 30 年 2 月期には企業 FC フィーは約 351 百万円と大幅な増加を見込んでおります。これは、一店舗あたりの売上は大幅な増加はありませんが、平成 29 年 2 月期は対象期間が 9 月から 2 月までの 6 ヶ月を対象期間としており、また、店舗の開店が 9 月から 11 月にかけて順次開店していくことにより、企業 FC フィーへの寄与が最小 4 ヶ月となるためです。

エスネットワークスによる算定結果の概要は以下の通りです。

	本分割対価の想定レンジ
DCF 法	2,851 百万円～3,041 百万円

以上を踏まえ、当社はエスネットワークスによる算定結果を参考に、対象事業の状況及び将来の見通し等を総合的に勘案した結果、最終的に上記の分割対価が妥当であると判断しました。

### (3) 上場廃止のとなる見込み及びその理由

該当事項はありません。

### (4) 公正性を担保するための措置

該当事項はありません。

### (5) 利益相反を回避するための措置

該当事項はありません。

4. 本分割の当事会社の概要

	承継会社	分割会社				
(1)名称	株式会社ローソン	株式会社スリーエフ				
(2)所在地	東京都品川区大崎1丁目11番2号	神奈川県横浜市中区日本大通17番地				
(3)代表者の役職・氏名	代表取締役会長CEO 玉塚 元一	代表取締役社長 山口 浩志				
(4)事業内容	コンビニエンスストア事業	コンビニエンスストア事業				
(5)資本金	58,506百万円	1,396百万円				
(6)設立年月日	昭和50年4月15日	昭和56年2月10日				
(7)発行済株式数	100,300,000株	7,707,095株				
(8)決算期	2月末日	2月末日				
(9)従業員数 (平成28年2月29日現在)	3,846人	316人				
(10)主要取引銀行	三菱東京UFJ銀行	三菱東京UFJ銀行 みずほ銀行 三井住友信託銀行				
(11)主要取引先	三菱食品株式会社	日本たばこ産業				
(12)大株主及び持株比率 (平成28年2月29日現在)	三菱商事株式会社 33.5% 日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社(信託口) 4.1% 日本マスタートラスト信託銀行株式会社(信託口) 3.5%	株式会社JMK瑞穂 35.7% 菊池淳司 5.1% 中居京子 4.2% 宇佐見瑞枝 3.5% 中居勝利 1.4%				
(13) 当事会社間の関係						
資本関係(注)	該当ありません。					
人的関係	該当ありません。					
取引関係	該当ありません。					
関連当事者への該当状況	該当ありません。					
(14) 最近3年間の経営成績及び財政状況 (単位:百万円。特記しているものを除く。)						
決算期	㈱ローソン(連結)			㈱スリーエフ(連結)		
	平成26年 2月期	平成27年 2月期	平成28年 2月期	平成26年 2月期	平成27年 2月期	平成28年 2月期
純資産	250,497	263,797	272,997	4,015	3,998	1,454
総資産	620,992	764,614	803,212	14,340	15,802	13,577
1株当たり純資産(円)	2,455.25	2,561.25	2,643.97	509.64	514.27	178.14
営業総収入	485,247	497,913	583,452	22,434	20,990	19,036
営業利益	68,126	70,482	72,541	168	△353	△886
経常利益	68,880	71,714	69,622	215	△305	△862
当期純利益	37,965	32,686	31,381	△1,153	54	△2,542

1株当たり当期純利益（円）	380.04	327.08	313.81	△152.30	7.23	△335.66
1株当たり配当金（円）	220.00	240.00	245.00	3.00	3.00	0.00

（注）当社とローソンとは平成28年4月13日付けで資本業務提携契約及び事業統合契約を締結し、ローソンは、平成28年4月14日付けで当社既存株主から、当社の発行済株式総数の最大5%を取得する予定であることを開示しております。

## 5. 分割する対象事業の内容

### (1) 分割する対象事業の事業内容

コンビニエンスストア事業に関する権利義務の一部（対象店舗数：87店舗）

### (2) 分割する資産その他の権利義務

#### ①対象事業の店舗に帰属する以下の権利義務

- ・分割会社が所有する土地を除く、対象店舗に関する分割会社の一切の固定資産
- ・対象事業の店舗についての賃貸借契約に係る敷金返還請求権
- ・転貸借契約にかかる敷金返還債務及び当該敷金累計額相当の現金

#### ②分割する契約等

賃貸借契約及び転貸借契約並びにこれらに附随する契約

#### ③許認可

当社が、効力発生日において、対象事業に関し取得している一切の許可、認可、承認、登録、届出等のうち、法令上承継会社において承継することができるもの（たばこ小売り販売免許を除く。）

### (3) 分割する部門の経営成績（平成28年2月期）

営業総収入 2,224百万円

### (4) 分割する資産、負債の項目及び帳簿価格

流動資産	16百万円	流動負債	—百万円
固定資産	883百万円	固定負債	16百万円
資産合計	900百万円	負債合計	16百万円

## 6. 本分割後の状況

〔分割会社の概要〕

		分割会社
(1)名	称	株式会社スリーエフ
(2)所	在 地	神奈川県横浜市中区日本大通17番地
(3)代表者の役職・氏名		代表取締役社長 山口 浩志
(4)事	業 内 容	コンビニエンスストア事業

(5)資 本 金	1,396 百万円
(6)決 算 期	2 月末日

〔承継会社の概要〕

	承継会社
(1)名 称	株式会社ローソン
(2)所 在 地	東京都品川区大崎 1 丁目 11 番 2 号
(3)代表者の役職・氏名	代表取締役会長CEO 玉塚 元一
(4)事 業 内 容	コンビニエンスストア事業
(5)資 本 金	58,506 百万円
(6)決 算 期	2 月末日

7. 会計処理の概要

該当事項はありません。

8. 今後の見通し

本分割が、平成 28 年 4 月 14 日に公表いたしました平成 29 年 2 月期の業績予想に与える影響はありません。

以上